

欧州税関の新制度 (EU Regulation 608/2013) とその利用

竹 下 敦 也*

抄 録 2014年1月1日に施行された欧州連合税関における知的財産権の権利行使に関する新規則 (EU Regulation 608/2013)¹⁾により、一つの税関申請でEU加盟国28ヶ国への申請が行えるようになりました。商品流通の自由はEUの最重要政策の一つですが、模倣品がEUへ流入するとEU域内を流通するおそれもありEUは税関の機能を強化しています。本稿ではEU税関新制度の変更点と利用のポイントを紹介します。

Q 1 今回の改正の背景は何ですか？

A 1 インターネット取引の世界的な増加を背景にし、EU領域への模倣品流入への対策の重要性が増す一方、EUでは税関のEUレベルと各国レベルの機能が併存しています。今回の改正には、EU領域における税関ポリシーの調和と申請手続の簡素化を図る趣旨があります。

また、EU税関への申請件数が増加する中、通関する製品のリスク評価を適切に行うために、税関と権利者が密接に協力することの重要性、そして、アクションを要求する申請書において権利者から提供される情報の質の重要性が認識されてきました。今回の改正においては、税関申請において、税関が模倣品を識別するための情報の提供を権利者に義務化することにより、より税関での取締を効果的・効率的に行うことを目指しています。

Q 2 主な改正点は何ですか？

A 2 主に以下の4点が挙げられます。

1. 税関取締の対象とする知的財産権の範囲が新規則により拡大されました。
2. 簡易手続 (Simplified Proceeding) が全てのEU加盟国において義務付けられました。
3. 小規模貨物にも簡易手続が導入され、権利者の関与無く廃棄できることとなりました。
4. EU税関への申請書がEU税関への申請にも、また各国税関への申請にも利用できるようになりました。

Q 3 拡大された知的財産権の範囲とは何ですか？

A 3 商号、半導体製品の回路配置、技術保護装置を迂回する装置 (差止・廃棄対象として) が保護の範囲として拡大されました。

Q 4 新たなEU税関への申請の特徴は何ですか？

* CABINET PLASSERAUD 日本国弁理士
Atsuya TAKESHITA

A 4 申請者から税関へ提供される情報の質を強化する趣旨から、以下の真正品に関する情報提供が「必須」とされました²⁾。

- ・製品と包装に関する仕様と技術的情報
- ・物流の情報（製造者、輸送者、輸入者、販売者、そして小売業者などの情報）
- ・マーキングの情報（ホログラム、ラベル等）

新たな申請書の該当欄にはこれら項目が必須であることが示されています。申請者は各項目を説明する資料を添付できます。

Q 5 新たなEU税関申請では申請者からの情報提供が大事ということですが、具体的にはどのような点に留意すべきですか？

A 5 EU内における真正品の包装に関する情報や、物流情報など、上述した申請への必須情報を関係国の拠点を通じて収集することが大事です。包装に関する情報としては、写真を添付することが必須であり、また真正品と模倣品を識別するポイントを明示することで模倣品を検知する可能性が高まります。

物流の情報には製造者、輸送者、輸入者、販売者、そして小売業者と多様なプレイヤーが含まれます。これらの情報を普段から一覧化し、最新の情報として更新しつつ整理しておくことも重要です。

Q 6 EU税関申請と各国への税関申請の関係を教えてください。

A 6 EU税関申請書を用いて以下の申請が可能です。

- (1) EU税関申請をEU加盟国28ヶ国の全てを対象に行う。
- (2) EU税関申請を選択したEU加盟国の一部に対して行う。
- (3) 各国への税関申請を1ヶ国ずつ行う。

ここで留意点は、(1) 全28ヶ国への申請は広範な効果がある一方、全ての加盟国に対して、

物流情報など必須情報を準備する負荷が申請者に発生することです。

(2) EU税関申請の対象国を絞って行うこと、また(3) 各国税関申請を行うことも現実的な選択肢になります。

Q 7 EU税関申請の提出先はEU税関ですか、それとも各国税関ですか？

A 7 各国税関に提出します。各国税関はEU税関としての機能と各国税関としての機能の両方を担っています。

Q 8 EU税関申請情報はどのように取り扱われますか？

A 8 申請情報はEU税関データベース(COPIS)に格納されます。全てのEU加盟国各国税関がアクセス可能ですが、権利者からはアクセスできません。

Q 9 簡易手続(Simplified Proceeding)が全てのEU加盟国において義務付けられたとのことですが、具体的にはどのようなプロセスになりますか？

A 9 税関が侵害疑義品を検知した旨の通知の日から、権利者は10営業日のうちに以下を行うことができます。

- ・物品の模倣品としての特徴を書面で回答する(客観的な理由付けが必要です)。
- ・簡易手続の実行の要求を明示する。

同時に通知される、物品の所有者も10営業日のうちに、製品の破壊に同意するか否かを検討できます。返事が無い場合には、破壊に同意したものとみなされます。

この簡易手続への両者の同意により物品が破壊されます。

Q 10 法的措置(訴訟)と簡易手続の関係はどのようになっていますか？

A 10 新規則では税関が侵害の疑いのある物品がEU域内へ流入することを阻止することを目的としており、法的手続との関係は、各加盟国個別の国内法に委ねられることとなっています。

Q 11 新規則による税関手続に基づく保管・破壊のコストはどのような扱いになりますか？

A 11 税関申請のサインにより、権利者は税関手続による保管・破壊のコストを税関に支払うことを引き受けることになります。

ただし、その運用は各国法に基づき、例えばフランス税関にて簡易手続で差止された物品の保管・破壊の費用は国費負担となっており申請者に費用はかかりません。

Q 12 税関申請の有効期間はどれくらいですか？また、更新は可能ですか？

A 12 申請は1年間有効です。また、1年毎に更新することが可能です。更新の際に、対象とする製品の区分を見直し、追加・削除することも可能です。その場合、追加製品の技術的情報を提出する必要があります。

Q 13 申請しなくとも、「職権」による差止の手続が明確にされたとのことですが、どのような手続になりますか？

A 13 申請を行っていない場合でも、税関が侵害品であると疑わしいと判断した場合には、税関が職権でその物品を差止することができます。新制度においては、税関が権利者に通知を送り、通知から4営業日以内に管轄する税関の部署に申請書を提出することを求めます。

その際の申請書は、完全なる技術的情報を添付して申請することまでは必要とされません。完全な申請が提出されない場合には、その申請はその特定の案件に関してのみ効果を有する

いわゆるワンショット・アプリケーションとされます。

Q 14 小規模貨物についてはどのような扱いになりますか？

A 14 小規模貨物とは3つ以下または重量2kg以下の郵送や宅急便の貨物をいいます。

権利者が税関申請を行う際に小規模貨物に関する手続をする旨を示すことにより、税関で検知された侵害疑義物品とされた小規模貨物について物品の所有者に通知し、所有者が破壊に同意する旨または破壊に異議申立をしない場合には税関は破壊に同意したものと見なすことができます。この手続により税関と権利者の通知・確認の手続を効率化できます。

Q 15 新制度運用開始後の状況について教えてください。

A 15 EUは、2014年EU税関における知的財産権の権利行使に関する報告書³⁾を2015年10月27日に公表しました。2014年のEU税関申請件数は20,929件と前年を下回りました。これは新制度の運用開始年であり、更新期限を迎えた権利者が新たなEU税関申請を行わなかったことと考えられます。一方、税関での検知件数は95,194件と前年より多くの検知成果を挙げています。物品数としては3,557万点、その総額は6億1,700万ユーロに達しています。

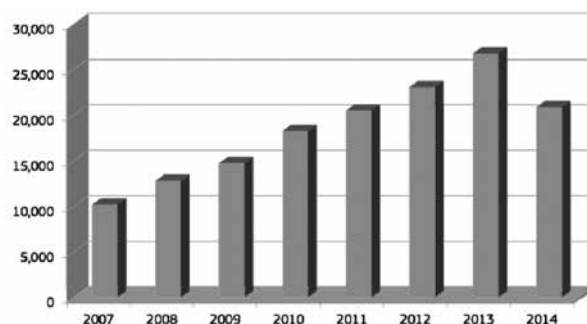


図1 EU税関 申請件数推移

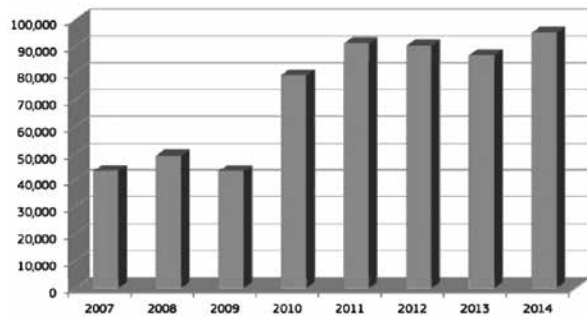


図2 EU税関 検知案件数推移

Q 16

EU税関で検知された模倣品の出所はどのようになっていますか？

A 16

上述の報告書によりますと、侵害疑義品として検知した物品数による出所の国別割合は、中国からが約80%であり、続いて香港、アラブ首長国連邦、トルコ、インドとなっています。

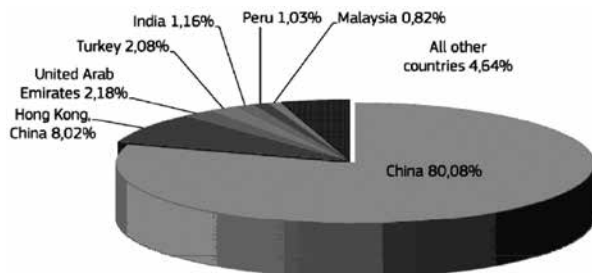


図3 EU税関で検知した物品の出所割合

Q 17

最後に、EU税関申請を行うかまたは各国税関申請を行うか戦略を検討するポイントをお聞かせください。

A 17

新制度の導入により、EU税関申請を行いやすくなりました。まず自社製品の市場と製造拠点の分布を考慮し、EU全体の申請をするか国を選択するか検討します。準備作業の負荷も要素になります。国を選択する場合には、流通経路（港湾・空港）、倉庫、卸売業者、最終販売者の所在国を特に考慮する必要があります。もし過去の模倣品検知の実績があれば、その情報を税関に提示することも効果的です。普段から、各国支社や各部門での情報集約を行うことも模倣品対策の鍵となります。

注 記

- 1) 欧州連合税関における知的財産権の権利行使に関する新規則（EU Regulation 608/2013）
[2013. 6. 12制定, 2014. 1. 1施行]
- 2) 欧州での戦略的な模倣品対策と新たな欧州税関申請制度の活用
JETRO Dusseldorf 模倣品対策セミナー
[2015. 2. 18講演]
- 3) 2014年の欧州連合税関における知的財産権の権利行使に関する報告書（Report on EU enforcement of intellectual property rights - Results at the EU border 2014 -） [2015. 10. 27公表]

（原稿受領日 2015年12月30日）